

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3308号)

令和8年1月28日

横情審答申第3308号  
令和8年1月28日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和6年9月12日港湾建一第206号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「港湾局管理地内の公共下水道施設（フタ含む）の管理及び保全等の所管  
部署マニュアル等関係資料」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「港湾局管理地内の公共下水道施設（フタ含む）の管理及び保全等の所管部署マニュアル等関係資料」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年6月28日付で行った不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

公共下水道施設については、港湾局の管理地内に設置されているものを含めて、港湾局は管理者ではないことから、本件審査請求文書は作成又は取得しておらず、保有していないため、不開示とした。

なお、審査請求書において指摘されている「港湾施設の排水設備」については、国土交通省港湾局の公表しているマニュアル等に基づき、港湾管理者にて適正に管理等を行っている。また、排水設備の蓋については、設備の更新時期に合わせ交換を行う。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、文書の特定を求める。
- (2) 下水道施設の雨水管が港湾局施設であるのに公共下水道蓋がある。
- (3) 平成12年に港湾局が整備した、中区新港1、2丁目は下水道の雨水管路と道路表面を公道扱いに移管されており、横浜市行政地図情報提供システムで記載されてお

り、下水道雨水管路もあり、港湾局管理の説明を下水道河川局管路保全課から受けている。

## 5 審査会の判断

### (1) 港湾施設の維持等に係る事務について

港湾局では、横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号）に基づき、港湾法（昭和25年法律第218号）その他の法令に定めるもののほか、横浜市の港湾施設及び国から貸付を受け、又は管理を委託された港湾施設の管理運営を行っている。

港湾施設とは、港湾区域及び臨港地区内に存在する一定の固定施設並びに港湾の利用又は管理に必要な一定の稼働施設としている。

### (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、中区新港地区にある港湾局管理地内の公共下水道施設の管理に使用する業務マニュアルと解される。

### (3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 港湾局が管理する港湾施設には、公共下水道というものはなく、港湾法第2条第5項に示される港湾施設の一部として排水設備がある。

排水設備のうち、雨水排水設備は港湾局において、国土交通省港湾局が作成しているマニュアル等に基づき維持管理を行っている。

(イ) 一方、排水設備のうち、汚水排水設備は下水道河川局に公共下水道として引き渡しているため、港湾局は管理していない。

(ウ) したがって、港湾局は公共下水道を所管していないことから、本件審査請求文書は保有していない。

イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。

### (4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### (5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 9 月 12 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 10 月 25 日	・審査請求人から主張書面を受理
令 和 7 年 11 月 21 日 (第403回第一部会)	・審議
令 和 7 年 12 月 24 日 (第404回第一部会)	・審議